



石川労働局発表
平成28年3月22日(火)

【照会先】
石川労働局職業安定部職業安定課
課長 中嶋 雅彦
課長補佐 山本 栄史
電話 076(265)4427

厚生労働大臣認定「ユースエール認定企業」について (県内第1号)

厚生労働省では、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を平成27年10月に創設いたしました。

認定企業に対しては、ハローワーク等が企業情報の発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ることとしています。

今般、石川県内においては、認定第1号となる企業の交付式を下記のとおり実施いたします。

記

【日時等】

日時：平成28年3月25日（金） 13:30～
場所：金沢駅西合同庁舎6階 共用第一会議室
企業名：株式会社 アイサス
※ 交付式はマスコミに公開して行います。

【参考】

《 ユースエール認定企業の主な認定基準 》

- 1 若者を対象とした正社員の求人申込み又は募集を行っていること。
- 2 若者の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組んでいること。
- 3 以下の数値要件等を満たしていること。
 - (1) 直近の3事業年度において採用した新規学校卒業者等のうち、当該3事業年度において離職した数の割合が20%以下であること。
 - (2) 人材育成方針及び教育訓練計画を策定していること。

- (3) 直近の事業年度において、正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること、又は正社員のうち週間労働時間が 60 時間以上の労働者の割合が 5 % 以下であること。
- (4) 直近の事業年度において、正社員の有給休暇取得率が 70% 以上であること、又は正社員の有給休暇の平均取得日数が 10 日以上であること。
- (5) 直近の 3 事業年度において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が 1 人以上いること、又は女性労働者の育児休業等の取得率が 75% 以上であること。

4 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 4 項に掲げる項目について、正しい情報を公表していること。
 など。

《 認定企業に対する支援（メリット） 》

1. ハローワークなどで重点的 P R を実施
「新卒応援ハローワーク」等で認定企業を積極的に P R（若者からの応募増が期待できる。） また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載（自社の魅力を広くアピールすることが可能となる。）。
2. 就職面接会などへの参加支援
労働局・ハローワークが開催する就職面接会などへの参加機会が増える（正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できる。）。
3. 認定マークを自社商品、広告等に使用しての対外的なアピール
認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることが可能となる（認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができる。）。
4. 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
若者の採用・育成を支援するため、認定企業が各種助成金を活用する際、一定額が加算。

《 認定マークの解説 》

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現している。



《 愛称（ユースエール）の解説 》

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現している。

若者雇用促進法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣が定める表示（認定マーク）